

## 春日井市まちの保健室モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、高齢者の健康を守り、自立を促進し、並びに心身機能の低下の予防及び生活習慣病等の重症化予防を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する事業として健康教室、健康相談等を行うまちの保健室事業（以下「事業」という。）を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象者」という。）は、医療専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他高齢者の生活習慣病（糖尿病、高血圧及び脂質異常症をいう。次条において同じ。）の発症及び重症化の予防並びに心身機能の低下の防止について知識及び経験を有する者をいう。次条において同じ。）を雇用する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に住所を有する65歳以上の者を対象とする次に掲げる事業とする。

- (1) 多世代交流施設等の高齢者の生活拠点において、次のいずれかの内容に関する健康教室及び当該内容に関する知識を有する医療専門職による相談会を実施する事業
  - ア 生活習慣病並びに生活習慣病に起因する疾患の予防及び重症化予防に

関すること。

イ フレイル（加齢により運動機能や認知機能等が低下し、生活機能が障がいされ心身の脆弱性が出現した状態をいう。以下この条において同じ。）の予防に関すること。

ウ その他介護予防又は健康づくりに関すること。

(2) 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行）第3条第1号イ(エ)に規定する住民主体のサービス等に出向き、前号アからウまでに掲げるいずれかの内容に関する健康教室及び当該健康教室の内容に関する知識を有する医療専門職による相談会を実施する事業

(3) 高齢者のフレイル予防に係る評価のため、評価に必要な知識を有する医療専門職が公共施設等に出向き、次のアからウに掲げる事項の測定及びエに掲げる事項の聴取を行い、希望者に介護予防に関する情報及び評価結果を送付する事業

ア 身長、体重及び体組成等の健康状態に関すること。

イ 認知機能に関すること。

ウ 運動機能に関すること。

エ 社会参加に関すること。

(補助の要件)

第4条 補助対象者は、前条各号の事業の実施に当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 前条第1号の事業を1年度につき6回以上実施し、そのうち同号ア及びイに掲げる内容をそれぞれ1年度につき1回以上実施すること。

(2) 前条第2号の事業を12箇所以上実施し、そのうち同条第1号アに掲げる内容を1年度につき1回以上実施すること。

(3) 前条第3号の事業を1年度につき2回以上実施すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補

助事業の実施に要する当該年度の経費のうち次に掲げるものとする。ただし、補助対象者が自らの業を営むため賃借している施設の賃借料は除く。

(1) 報償費、人件費、消耗品費、印刷製本費、保険料、手数料、通信運搬費、賃借料

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、125万円を限度とする。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請の取下げのできる期日)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期日は、交付決定を受けた日から10日を経過する日とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から20日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、に補助対象者の請求により交付する。

(検査等)

第11条 市長は、補助対象者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度における補助の要件は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に定める要件とする。

(1) 第3条第1号の事業を1年度につき4回以上実施し、そのうち同号ア及びイに掲げる内容をそれぞれ1年度につき1回以上実施すること。

(2) 第3条第2号の事業を3箇所以上実施し、そのうち同条第1号アに掲げる内容を1年度につき1回以上実施すること。

(3) 第3条第3号の事業を1年度につき1回以上実施すること。

3 令和2年度における申請の期日は、第7条の規定にかかわらず、令和2年10月31日とする。